

社会福祉法人欣彰会
大砂土デイサービスセンター運営規定交流型通所サービス

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人欣彰会が設置する大砂土デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（交流型通所サービス）（以下、「交流型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な交流型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 交流型サービスの提供にあたっては、これまで以上に利用者を幅広く対象とした事業展開を進め、新たに住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進することにより、利用者自身が社会参加することで多様な方と触れ合い、引きこもりを防ぎ、いつまでも元気で暮らせることができることを目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 交流型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 交流型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 名 称 | 大砂土デイサービスセンター |
| (2) 所在地 | さいたま市北区今羽町637番地1 |
| (3) 事業単位 | 1単位 |
| (4) 定員 | 2名以内 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 交流型サービス事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、交流型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 交流型 従事者 1名以上

従事者は、交流型サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、それ以外の土日及び年末年始を除く

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

交流型 9時00分から16時30分までとする。

備考 既存の地域密着型通所介護事業(介護予防通所介護含む)と同空間内にて一体型のサービス提供を行う。

(交流型サービスの利用定員)

第7条 交流型サービスの利用定員は、1日1単位 2名以内とする。

(サービスの内容)

第8条 交流型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 軽度な運動

(4) 生きがい活動、その他

(5) アクティビティ活動(趣味活動や行事等)

(6) 小学校児童との交流、イベント参加

(交流型通所サービス計画の作成)

- 第9条 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した交流型通所サービス計画を作成するものとする。
- 2 生活相談員は、上記の交流型通所サービス計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 3 交流型通所サービス計画の作成にあたっては、既に支援計画書が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 4 職員は、それぞれの利用者について、交流型通所サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(事業の利用料及びその他の費用の額)

- 第10条 交流型サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費・おやつ 1回当たり 660円

(2) 日常生活費、教養娯楽費等 1回あたり 日常生活費 60円 教養娯楽費 150円

項 目	金 額	備 考
日常生活費	60円／日	紙ティッシュ、口腔ケアティッシュ、歯ブラシ、タオル、化粧品等
教養娯楽費	150円／日	華道活動、習字、園芸、折り紙、喫茶、アロマテラピー、絵手紙、行事等の材料費

- (3) その他日常生活上の便宜に係る費用は実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
- 4 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(交流型サービス事業の実施地域)

- 第11条 サービス事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は交流型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 予定していた事業の利用を中止する場合は、8時30分までに事業所に連絡するものとする。
 - 3 予定していた事業の送迎利用を中止する場合は、迎えは8時30分までに事業所に連絡するものとする。
 - 4 サービス利用時、体調不良等の場合は速やかに事業所職員へ報告するものとする。
 - 5 サービス利用前日からの飲酒を控えるものとする。飲酒の疑いがある場合は、事業所の判断にてサービス利用が困難と判断した場合には利用を中止することとする。
 - 6 サービス利用の際、自宅からの飲食物の持ち込みはしないものとする。なお、体調等の理由により、その飲食物の携帯が必要な場合は、事前に事業所に相談することとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 交流型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する交流型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する交流型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震、感染症等の災害及び非常事態に対処するための具体的な計画を策定し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、それらを定期的に従事者へ周知するとともに、年1回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業継続計画を策定し、定期的に研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行うものとする。
- 事業継続計画は、以下の2つ事態に対応するものとする。
- ア 非常災害時
 - イ 感染まんえん時

(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止策のために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(身体拘束について)

第16条 利用者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない事。なお、緊急やむを得ず身体拘束が必要と判断した場合には、本人またはご家族に対して十分な説明を行い、同意を経て対応することとする。

(ハラスメント対策について)

第17条 事業所は、法人で定められた規定・方針に基づき、ハラスメントの予防及び対策を行うものとする。

- 1 法人で定められた規定及び方針について、職員へ周知・啓発を行う。
- 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(その他運営に関わる重要事項)

第18条 利用者及びそのご家族、その他関係者（以下「利用者等」）は、社会通念上相当と認められる範囲を超える言動（以下「カスタマーハラスメント」）を行ってはならない。

- (1) 職員に対する身体的な攻撃（暴行等）
- (2) 職員に対する精神的な言動（暴言、威嚇、名誉棄損、侮辱、長時間の拘束等）
- (3) 契約で定められた範囲を超える過度なサービスの要求
- (4) プライバシーの侵害、SNS等を利用した不当な誹謗中傷等

2 事業所は利用者等によるカスタマーハラスメントが認められた場合には、次に掲げる事項の対応を行う。

- (1) 事実確認
- (2) 当該行為の中止を求め職員の安全確保と必要に応じた適切な措置を講ずる

- (3) 改善が見られない悪質なもしくは事業運営に重大な支障を及ぼすと認められた場合は、サービスの一時中断、面会制限、連絡窓口の一本化、その他必要な措置を講ずる
- (4) 契約の継続を著しく困難とする重大な背信行為の場合は、契約の解除をする事ができる
- (5) 事業所は職員の安全確保及び適切なサービス提供体制の維持の為に、相談体制、職員研修対応マニュアル等を整備し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応するものとする。

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修を、採用1か月以内に行う。
- (2) 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 秘密の保持

- (1) 職員は、個人情報保護法等に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
 - 4 正当な理由なく、通所介護サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。
 - 5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
 - 6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護サービスを提供する。
 - 7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
 - 8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第20条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項をさいたま市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 8年 8月 1日から施行する。